

会員情報の取り扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という）が、本会の事業運営に際して会員情報を必要とする事に係る必要な事項を定める事を目的とする。

(個人情報保護に関する基本方針)

第2条 本会は、本会運営を通じて取り扱う個人情報について個人情報保護に関する法令（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドラインを遵守し、適切に取り扱うとともに安全管理について適切な措置を講じる。

2 個人情報の定義

個人情報とは特定の個人を識別出来る情報であり、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、及びその他の情報を指す。

また、ここにいる個人とは以下の者を指す。

(1) 本会の会員

(2) 本会事業の関係者（講師、公開セミナー出席者、事業に際し個別に依頼した専門家、ボランティア等）

(3) 本会事業を利用する一般住民

(4) 本会の職員

3 個人情報の取得および利用目的

本会は、本会の事業推進に必要な範囲で、且つ適法で公正な手段により個人情報を取得するとともに、取得時に通知した利用目的の範囲内でのみ利用する。

4 個人情報の安全管理措置

本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために、適切なセキュリティー対策を講じるとともに、安全管理に関する取り扱い規程等の制定実施を図り、個人情報の保護に取り組む。

5 個人情報の第三者への預託

本会は事業推進のため、または個人情報保護のために、個人情報を第三者に預託する場合がある。個人情報を預託する場合には、預託先における適切な取り扱いを確保するために契約を締結し、その取り扱い状況の点検等を行う。

6 個人情報保護遵守にあたって

本方針は、本会の役員に周知・徹底する。また、継続的に本会会員の教育・啓発に努め、個人情報保護意識の向上を図る。

(使用申請者)

第3条 会員情報を取得し使用することを申請できるのは、役員、部長、選挙管理委員とする。ただし、介護予防事業等、本会が行う事業に関連し、会長が適当と認めるものは、代議員や会員であっても申請することができる。

(申請方法)

第4条 会員情報取得申請書(別紙)を記入の上、事務員に提出する。提出方法は、申請書を印刷し、必要事項を記入・押印し、スキャンデータにてメールで送付する。

2 会長、事務局長の協議により許否を決裁する。ただし、やむを得ない場合は会長または事務局長のみで決裁する。

3 事務局長の指示のもと、事務員は申請者に許否を通知するとともに、許可の場合は会員情報取扱の注意点を明示して情報提供する。

4 情報提供手段はデータによるメール転送とし、ファイルにはパスワードを設定して送付する。パスワードは別メールにて通知する。

(会員情報取扱の注意点)

第5条 申請者は、本規程第2条(個人情報保護に関する基本方針)を遵守し、会員情報を申請した目的以外に使用しない。

2 申請者は、会員情報の取り扱いについて、個人情報保護法に基づき厳重に管理する。

3 申請者は、会員情報の使用を終えた場合、個人情報保護法に基づき適切に廃棄する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1. この規程は、令和4年3月24日より施行する。

2. この規程は、令和7年7月28日より一部改正により施行する。

年 月 日

一般社団法人群馬県理学療法士協会 御中

会員情報申請書

申請者氏名： _____ 印

所属施設名：

協会内役職名：

メールアドレス：

会員情報利用目的	
必要な情報	必要な項目に○をつけて下さい。 氏名 ・ 会員番号 ・ 所属施設名 ・ 所属施設郵便番号 所属施設住所 ・ 所属施設電話番号 ・ 所属施設 F A X 番号 メールアドレス その他 () ※所属施設が自宅の会員は、住所等も自宅情報となります。 注) 不用意な情報項目の申請は、お控えください。
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで

備考

※ 以下は記載不要です。

許否： 許可 ・ 不許可

年 月 日

会長	事務局長